

お知らせ
インフォメーション

まちづくりに対する疑問、ご意見をお寄せください。
住民企画課企画係 14番窓口
☎77-8374 FAX 76-2976

第4期津別町障がい者計画第7期津別町障がい福祉計画第3期津別町障がい児福祉計画(素案)のパブリックコメント(意見募集)を実施

令和6年4月より開始予定の「第4期津別町障がい者計画・第7期津別町障がい福祉計画・第3期津別町障がい児福祉計画」の策定を進めています。このたびはその計画(素案)を作成しましたので、意見募集(パブリックコメント)を

相談

調停等手続説明会を実施します。

調停等手続説明会が、美幌町で実施されます。

日時
2月13日(火)
午後1時～3時

場所
美幌町役場新庁舎1階
相談室1(美幌町字東2条北2丁目25番地)

予約方法
1週間前までに北見簡易裁判所に電話予約
☎0157-24-8444
※4月以降の実施日程は各月号に掲載します。

乳幼児相談会のお知らせ

保健師や管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士がお子さまに関するさまざまな相談に応じます。
対象
生後2か月から就学前の子様とその保護者
日程

を行い、町民の皆さまのご意見を募集しています。
募集期間
1月16日(火)～
2月16日(金)

計画(案)の閲覧先
町ホームページ、役場ロビー、中央公民館ロビー、さんさん館

意見書記載事項
①住所 ②氏名 ③意見
※意見書の様式は、町ホームページからダウンロードしていただくか、保健福祉課、中央公民館、さんさん館にも備え付けています。

提出方法
①郵送 ②FAX
③保健福祉課へ持参
提出・問い合わせ先
津別町役場 保健福祉課
福祉係 6番窓口
【住所】〒092-0292
津別町字幸町41
【電話】77-8381
【FAX】76-2976

中皮腫や肺がんなど、石綿による疾病の労災補償・救済について

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた

受付時間
午前9時～10時
会場
健診ホール

持ち物
母子手帳、バスタオル、歯の健康ノートと普段使用している歯ブラシ(歯の相談希望がある場合)

内容
身長体重測定、保健相談、栄養相談、歯科相談、療育相談

その他
予約は不要です。受付時間内に会場にお越しください
問い合わせ先
健康推進係 7番窓口
☎77-8381

募集

陸・海・空自衛隊 募集のお知らせ

自衛官候補生 応募資格
18歳以上33歳未満
受付期間
年間を通じて行っています。
※予定日以外の試験日について

場合には、労働者災害補償保険法に基づく各種保険給付や石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金が支給されます。
石綿による疾病は、石綿を吸ってからの非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。
中皮腫などで亡くなられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付金等の支給対象となる可能性があります。最寄りの労働基準監督署または都道府県労働局にご相談ください。

問い合わせ先
北海道労働局
☎011-709-2311

2月は「介護保険料」第5期、「国民健康保険料」「後期高齢者医療保険料」第9期の納付月です。

納付期限は2月29日(木)です。口座振替をご利用の方は、引落口座の残高のご確認をお願いします。
問い合わせ先
税務収納係10番窓口
☎77-8376

では、お問い合わせください。
試験日
●2月10日(土) 美幌
●2月26日(月) 美幌
3月1日(金)内1日(帯広)

問い合わせ先
自衛隊帯広地方協力本部
北見地域事務所
☎0157-23-6826
ホームページ
<https://www.mod.go.jp/pco/bihoro/>

津別町奨学生を募集します

令和6年度の奨学生を次により募集します。
申込期限
4月22日(月)まで
奨学金の貸付額
▼高等学校に就学または在学の方は、1か月1万円
▼大学・専門学校に就学または在学の方は、1か月2万5千円

申請様式等ダウンロード先
町ホームページ
<https://www.town.tsubetsu.hokkaido.tsuetsu.hokkaido.jp/soshikikarasagasu/shogaiakushu/2/726.html>
問い合わせ・申し込み先
学校教育係
☎77-6002

住民環境係
12番窓口
☎77-8377

交通安全情報

冬道での交通事故を防止!

1月、2月は本格的な冬シーズンとなり、凍結路面における「スリップ事故」や悪天候に起因する「多重事故」など、冬型の交通事故の発生が懸念されます!

●**スピードダウンと慎重な運転**
に合わせた運転をに努めま

●**交差点の死角に注意**
雪山によって見通しが悪い交差点は、徐行しましょう

●**悪天候に注意**
不要不急の外出は控えましょう。また、万が一に備え防寒具やスコップを車に用意しましょう

●**時間に余裕を持った運転**
事前に目的地までの道路状況や天候を確認しましょう

●**「急」のつく運転操作は危険**
急発進、急ハンドル、急ブレーキは危険行為です

サイバーセキュリティの強化!

サイバーセキュリティは**全員参加!**

政府では、毎年2月1日から3月18日までの間を「サイバーセキュリティ月間」として行っています。近年、インターネット空間は経済社会の必要不可欠な基盤であり、さまざまな恩恵をもたらしている一方で、国民生活を脅かすサイバー犯罪の危険性が大きく取り上げられています。サイバー犯罪の被害に遭わないようにするため次の対策を実施しましょう。①IDやパスワードを管理する②ウイルス対策ソフトをインストールする③OSやウイルス対策ソフトは最新の状態しておく④身に覚えのないメールやURLは開かないなど複数の対策を併用し、インターネットを安全に利用しましょう。

美幌と津別の防犯協会と美幌警察署からの情報を掲載しています。内容については、各防犯協会または警察署にお問い合わせください。

消費生活相談 Q & A

断っているのにしつこい勧誘電話は法律違反です

商工観光係
19番窓口
☎77-8388

「何にでも効く」という健康食品の勧誘電話がかかってきた。あまりにしつこいので「勝手にしろ」と言って電話をきった。契約したつもりはないのに1週間後、商品が届いた。どうしたらいいのだろう。

断っているのに、事業者が再度勧誘の電話等をするのは特定商取引法で禁止されています。しつこい業者には法律違反であることを伝えきっぱり断りましょう。断る際は事業者名、連絡先等を聞いた上で「いりません」「契約するつもりはありません」などと、はっきりとした言葉で意志を伝えましょう。契約したつもりがないのに契約になっていた、断りきれずに購入してしまった場合、クーリングオフ等ができる場合があります。困ったときにはひとりで悩まずにご相談ください。

美幌町消費生活センター
☎・FAX 72-0366
月～金曜日(祝祭日を除く)
午前10時～午後4時

津別町消費生活トラブル2023
靈感商法トラブルについて
の法改正編

津別町消費生活トラブル2023
相談事例編